

【第7期介護保険料額】

【第8期介護保険料額】

2

所得段階	対象となる人	第7期 (平成30年度～令和2年度)		
		保険料率	年額	月額
第1段階	・生活保護を受けている人または、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の人	0.30	22,800円	1,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の人	0.40	30,400円	2,533円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	0.70	53,200円	4,433円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の人	0.90	68,400円	5,700円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の人	基準額	76,000円	6,333円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	91,200円	7,600円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	98,800円	8,233円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	114,000円	9,500円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.75	133,000円	11,083円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	2.00	152,000円	12,667円



所得段階	対象となる人	第8期 (令和3年度～令和5年度)			
		料率	年額	月額	第7期との差(月額)
第1段階	・生活保護を受けている人または、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の人	0.30	22,090円	1,841円	▲59円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の人	0.40	29,450円	2,454円	▲79円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人	0.70	51,540円	4,295円	▲138円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の人	0.90	66,270円	5,523円	▲177円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の人	基準額	73,640円	6,137円	▲196円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	88,360円	7,363円	▲237円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	95,730円	7,978円	▲255円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	110,460円	9,205円	▲295円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.75	128,870円	10,739円	▲344円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	2.00	147,280円	12,273円	▲394円

※ 第1段階については、基準額×0.2の公費投入により0.5→0.3としています。
 ※ 第2段階については、基準額×0.25の公費投入により0.65→0.4としています。
 ※ 第3段階については、基準額×0.05の公費投入により0.75→0.7としています。

※ 第1段階については、基準額×0.2の公費投入により0.5→0.3としています。
 ※ 第2段階については、基準額×0.25の公費投入により0.65→0.4としています。
 ※ 第3段階については、基準額×0.05の公費投入により0.75→0.7としています。

※令和2年所得より税制改正の影響で収入が令和元年中と同額でも所得額が異なる事例がありますが、令和元年所得をベースに試算しています。